

## 提出書類

○：必ず必要

△：該当する場合に必要

×：不要

提出書類		備考	届出の区分			チェック 欄
			一般	液石	冷凍	
高圧ガス販売事業届書	一般	高圧ガス(液石則、冷凍則の適用を受ける高圧ガスを除く。)の販売	○	×	×	
	液石	液化石油ガスの販売(液化石油ガス法の適用を受けるものを除く。)	×	○	×	
	冷凍	冷凍設備等に封入した冷媒ガスの販売	×	×	○	
委任状		届書の代表者欄が代表取締役以外の場合は必要	△	△	△	
個人	住民票	3か月以内に発行した原本又はコピーで、マイナンバーの <u>ないもの</u> に限る。	○	○	○	
法人	登記簿謄本	3か月以内に発行した原本又はコピー				
販売計画書	一般	販売計画書(一般則)	○	×	×	
	液石	販売計画書(液石則)	×	○	×	
	冷凍	販売計画書(冷凍則)	×	×	○	
法第15条で定める貯蔵に係る基準及び法第23条で定める移動に係る基準の対応表 (伝票販売の場合は不要)	一般	一般則第18条第2号、第50条の基準適合表	△	×	×	
	液石	液石則第19条第2号、第49条の基準適合表	×	△	×	
	冷凍	冷凍則第20条(第27条第2号)の基準適合表	×	×	△	
法第20条の6で定める販売に係る基準の対応表	一般	一般則第40条の基準適合表	○	×	×	
	液石	液石則第41条の基準適合表	×	○	×	
	冷凍	冷凍則第27条の基準適合表	×	×	○	
引渡し先の保安状況を明記した台帳の様式		法第20条の6第1項による台帳	○	○	○	
帳簿の様式		法第60条第1項による帳簿	○	○	×	
販売所案内図		最寄り駅、幹線道路等からの案内図	○	○	○	
販売所見取り図(平面図)		販売所内の容器置場がわかるもの	○	○	○	
貯蔵設備の構造を示す書面 (伝票販売の場合は不要)		容器置場(残ガス容器置場含む。)の寸法がわかるもの	△	△	△	
販売する高圧ガスの供給元(仕入先)について、以下のいずれか ・販売事業届の控え (自治体の受理印のあるものに限る。) ・販売事業届受理証(又は許可証)の写し		供給元が複数の場合は複数分を添付	○	○	○	
周知文書(備考欄のガスのみ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接又は熱切断用ガス(アセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス)</li> <li>燃料用の液化石油ガス</li> <li>在宅酸素療法用の液体酸素</li> <li>スクーバダイビング等呼吸用空気等</li> </ul>	△	○	×	

## 注意事項

- ・ 高圧ガス販売主任者の選任が必要なガスについては、高圧ガス販売主任者選任届も同時に提出して下さい。
- ・ 「高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳」には、少なくとも次に掲げる事項を記載して下さい（様式は任意）。

### 【一般則の場合】

- 1 引渡し先の名称及び所在地
- 2 当該引渡し先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名
- 3 イ 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者（以下「A」という。）にあつては引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地  
ロ 直接消費者に販売する者（Aを除く。）にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等  
ハ 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日

### 【液石則の場合】

- 1 引渡し先の名称及び所在地
- 2 引渡し先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名
- 3 引き渡した容器の種類及び数量
- 4 消費者に直接販売する販売業者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- 5 卸売業者にあつては、引渡し先の届出年月日

### 【冷凍則の場合】

- 1 引渡し先の名称及び所在地
- 2 当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名
- 3 イ 使用者に直接販売する販売業者にあつては、引渡し先の高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無  
ロ それ以外の販売業者にあつては、引渡し先の法第 20 条の 4 の届出の有無の確認